

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

この夏は、東京オリンピックでの日本選手が過去最多のメダルをとる活躍と同時に、新型コロナウイルスデルタ株（インド型）が猛威をふるい、感染増加は天井知らずの勢いで続いています。そんな中、当事務所でも、私の家族でも、ワクチン接種者が増えてまいりました。昨年からの政府の発表からは大幅に遅れていますが、年内にはワクチンが全国民

に行き渡り、正月には東京で暮らしている子ども達が帰省できることを祈ってやみません。

さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、新型コロナウイルス感染症の影響で山陽側への往来ができなくなり、山陽本線沿いの旅は中断したままです。その代替事業として行っている一畑電車沿いの旅は大社線を完歩し、北松江線の雲州平田駅まで東へ向かって歩いています。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、やはり大会が相次いで中止になっていますが、小規模な大会や一斉スタートでない時間差スタートで密を



避けるコロナ下独特の大会は若干ではありますが開かれており、今年になってからも3回の大会に参加しました。その内1回は竹原：仁賀トライアルのフルマラソンであり、これでフルマラソン20回完走を達成しました。

私も新型コロナウィスルワクチンの接種を完了しましたので、山陽本線沿いの旅の再開や、マラソン大会への参加を増やす予定です。

今年も、もう少し暑さと新型コロナウィルス感染症が続きそうですが、熱中症対策並びに感染対策を十分にとられ、皆様が健康に過ごされますようお願い申し上げます。

相続土地国庫帰属法について

本年度の通常国会において、相続登記の義務化と共に、相続したけれども要らない土地を国に引き取って貰える制度ができました。相続土地国庫帰属法で、2023年度に施行される予定です。

山林や荒れた田畑など、相続したくないという相続人の方が大勢いらっしゃると思いますが、この法律は一定の要件を満たせば国が要らない土地を引き取ってくれるというものです。その要件では、国が引き取ってくれる土地が相続または遺贈によって取得した土地であることその他、10年分の管理費用を納めることが求められています。この管理費用10年分は、原野等の約20万円、宅地等で約80万円と予想されています。そして、建物や樹木が存在する土地、抵当権などが設定されている土地、境界が明らかでない土地、管理に過分の費用を要する土地、有害物質で汚染されている土地、隣接土地所有者との間で争いがある土地などは、国は引き取らないという要件もあります。すなわち、相続人が要らないと思うような山林などは引き取ってくれず、他へ転売可能な優良な土地だけを引き取るという制度のようです。

相続土地国庫帰属法はできましたが、相続人の希望するように、要らない土地を国が引き取ってくれるようにはなりそうもありません。また、引き取り可能な土地であれば、他へ売却可能であると思われます。相続人の相続人の方で売却されて方が管理費用を国に払う必要がなく、かつ多少なりとも売買代金が得られますので、その方が有利だと思われます。この制度は利用されそうもありません。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。今年は、13日（金）、16日（月）の2日だけが特別の休暇となる、短い夏休みとなってしまいました。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8月13日（金）～8月16日（月）